

第5回マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成22年5月19日（水） 午後3時から午後5時30分まで

2 場所

警察庁第5会議室

3 出席者

座長	安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	金子 正志	弁護士
(五十音順)	辻 松雄	全国銀行協会企画部長
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	古谷 由紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

4 配付資料

第5回資料

5 議事要旨

以下の(1)～(15)の項目について議論があった。

(1) 取引目的に関する情報

- ・ 聞くだけでも効果がある。
- ・ 情報の種類が豊富になれば追跡の手段が広がる。
- ・ 真偽の判断は困難である。
- ・ 真偽が不明であるから取得しなくてもよいということにはならない。
- ・ リスク評価の基礎となるものであるから、一律に取得することが適当である。
- ・ チェック・リストに記入する方法によるなど最低限の部分は一律にしながら、+の部分は事業者によって異なるのではないか。

(2) 真の受益者に関する情報

- ・ 暴力団は傀儡を使うため、暴力団員を直ちに株主として把握し得るという効果は期待できないかもしれないが、疑わしさを判断するための参考情報として一定の効果はあると考えられる。
- ・ 株主名簿を提出させて確認することは一つの方法として考えられるが、株主名簿の真実性は担保されていない可能性があることや、株主名簿が出てこないところもあると考えられるため、真の受益者について直接顧客にヒアリングする方法を認めるとよいのではないか。
- ・ 融資の場合であればともかく、預金口座の開設や送金の際にまで顧客である会社

を訪問して株主構成を確認することは顧客や事業者にとって過大な負担であり、取引の種類に応じて取得の要否を決めることとするのがよいのではないか。

- ・ 企業の多くは取引銀行との間で送金等の取引を行うであろうから、実際には過大な負担となることはないのではないか。
- ・ リスク評価の基礎となるものであるから、一律に取得させることが適当である。
- ・ 企業が株主構成を開示することは国内慣習上一般的でないのではないか。
- ・ 法令に規定すれば顧客を説得する根拠となるが、規定すれば足りるというものではなく、国民に対する周知が必要である。

(3) 代理権に関する情報

- ・ 代理人に関する情報を取得することは適当であるが、対象範囲については検討が必要である。
- ・ 委任状の提出は商慣習になっていない場合があり、すべての取引について委任状を求めることは企業にとっても個人にとっても負担が大きい。
- ・ 高リスク取引の場合に限ったり、リスクに応じた確認方法をとるなどリスクベース・アプローチの方法によるべきである。

(4) 法人の法的形態、役員、定款に関する情報

- ・ 法人の法的形態や役員を把握するために一律に登記事項証明書を取得させることは適当であるが、定款を取得させることは目的・効果に疑問があり不適當である。
- ・ 法人の法的形態や役員に関する情報については、対象を法人格を持った者に限るのであれば適当である。
- ・ 定款に代えて登記事項証明書を取得することも可能であるが、法人の意思決定に関する情報として登記事項証明書記載の情報では不十分である場合には定款を取得させることも考えられる。

(5) 職業に関する情報

- ・ 職業のみでリスクの高低を判断することは難しく、取引の内容に応じた形が望ましい。
- ・ 顧客から申告を受けるだけであれば効果は不明であること、センシティブ情報であるため顧客の理解が得られない可能性があることから、職業に関する情報の取得は不適當である。
- ・ リストにチェックする方法であれば負担が少ない。
- ・ リスク評価の基礎であり、一律に取得させるべきである。

(6) 資産、取引原資その他顧客に関する情報

- ・ 高リスク取引の際に、申告ベースで取得させるのであれば可能である。
- ・ 資産等の情報はホワイト情報であるため、その取得については高リスク取引に限るべきである。
- ・ 資産等の情報はセンシティブ情報であるため、申告させることは不適當である。

- ・ 申告内容の真偽の確認が困難である。

(7) P E P s に関する情報

- ・ P E P s であるか否かの確認方法が不明確である。
- ・ データベースの導入には多大なコストが掛かるため、体力がない事業者のことを考えると一律の義務付けは不適切である。
- ・ 海外のデータベースが、日本にとって本当に必要かという問題がある。
- ・ 取得することが望ましいものではあるが、必須ではない。

(8) 顧客から情報を取得することについての法令による義務付け

- ・ 業種・業態ごとの義務の内容は今後更に検討する必要があるが、基本的には法令によるべきである。
- ・ 様々な規模等の事業者がいることから、すべて一律に法令によることは難しく、法令を規定する際には工夫がいる。
- ・ 同様の業種に対しては、同じ義務を一律に課す必要がある。
- ・ 基本的には法令によるべきであるが、個別法で措置済みの場合には対象外とするべきである。
- ・ 弁護士との関係では法令によらず、弁護士会内部の規定で措置する。

(9) 継続的な顧客管理

- ・ 高リスク取引に絞って行えば効果がある。
- ・ 絶えず新しい情報を取得することは不可能である。
- ・ リスクベース・アプローチの考え方に基づいて、高リスク取引を行う顧客について実施する旨法令に規定することが望ましい。
- ・ 継続性のない一回的な取引は対象外とするべきである。

(10) リスクベース・アプローチ

- ・ 効率的な資源配分が可能となることから、リスクベース・アプローチの導入には賛成である。
- ・ リスクが高い場合に追加情報を取得させることまで F A T F では書いていないが、取得させるのであれば、法令に規定することが必要である。
- ・ リスクの高低を顧客の属性に基づいて判断することには限界があり、顧客が行う取引態様・ビジネスカテゴリに基づいて行う必要がある。

(11) 内部管理態勢の構築

- ・ 中小・零細企業ではコンプライアンス担当者を配置することは困難である。
- ・ 一律に法律によらず、ガイドラインや業界の自主的な指針によるべきである。
- ・ 法令によるべきである。

(12) 質の不明な本人確認書類及び写真付き本人確認書類

- ・ 公共料金の領収書による追加的な本人確認では十分とはいえない。
- ・ 非定型的な本人確認書類を認めなかった場合、証明難民が生じるおそれがあることから、非定型的な本人確認書類を引き続き認めるべきである。
- ・ 非定型的な本人確認書類については、書留による転送不要郵便による所在確認を追加で行うことを法令で義務付けることで利用を認めることとしてよいのではないか。

(13) 非対面取引における補完書類の提出

- ・ 一定の効果がある。
- ・ 公共料金の領収書の追加徴求であれば顧客の負担は小さい。

(14) 国籍情報の取得及びF A T F 勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引

- ・ 国籍はセンシティブ情報であり、本人確認書類として旅券等が用いられている場合でなければ、確認は困難である。
- ・ F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域に居住する者との間の不動産取引を一律に高リスク取引として取引を制限することは困難である。
- ・ F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域に居住する者との間の取引については、国・地域のリスクに応じてリスクベース・アプローチで対応することが可能である。